

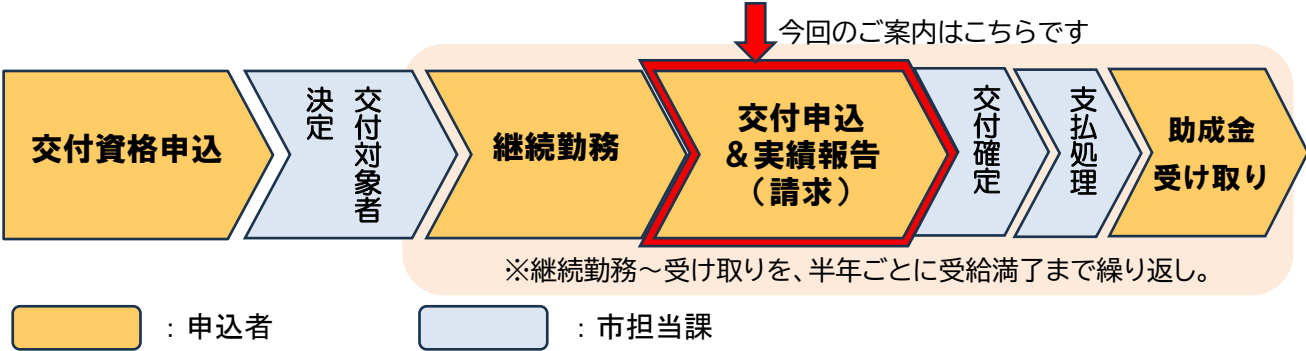
令和8年度(2026年度)上半期 とよなか保育士助成金制度のご案内
～交付申込・実績報告(請求)【応援手当】編～

1. 申込対象助成金及び交付額

	応援手当
対象者	第7次・第8次のとよなか保育士助成金交付資格決定者（令和7年度（2025年度）以降にとよなか保育士助成金の交付資格決定を受けた方）のうち市内在住の方
交付対象勤務期間 （※）	令和8年(2026年)4月1日～令和8年（2026年）9月30日
上記対象期間における交付額	16万円

※ 交付対象勤務期間中に離任（対象外施設へ異動・退職）された方は交付対象外となります。

2. 交付までの流れ



3. 交付申込・実績報告方法

ア. 手続きの流れ

対象者本人による電子申込(交付申込)と、勤務施設(雇用主)による勤務証明書の提出(実績報告)が、どちらも受付期間内に確認できて初めて請求完了の状態となります。受付期間内に請求完了の状態でなければ、助成金を交付することができません。

対象者本人	勤務施設(雇用主)
勤務施設(雇用主)へ「勤務証明書」データの作成と市への提出を依頼する	対象者本人より依頼を受け、勤務証明書データ作成(勤務証明書の様式データは市より提供)
豊中市電子申込システムで交付申込をする(「ウ. 手続きのしかた」を参照してください)	市が指定する格納場所へデータを提出
請求完了	
受付期間終了後、市で審査ののち、対象者本人へ銀行口座振込にて交付します。	

イ.手続きに必要なもの

・通帳またはキャッシュカード等、口座情報(口座名義、銀行名、支店名または支店番号、口座番号)がわかるものの写し(画像データ)

※通帳アプリ画面のスクリーンショットも添付可能ですが、必ず上記口座情報が確認できる画面を添付してください。

ウ.手続きのしかた

①対象者本人が、「勤務証明書」のデータ作成及びデータ提出を、勤務施設(雇用主)に依頼します。

(「勤務証明書」の様式データは、市から勤務施設に直接お渡ししています。)

勤務施設から市への証明書データの提出が完了しているか、必ずご自身で受付期間内に勤務施設へご確認ください。いかなる理由でも受付期間を過ぎての提出は受理できません。

また、対象者本人による記入・提出されたものは受理することができません。

②対象者本人が、電子申込システム及び豊中市からのメールを受信するために、下記ドメインを受信許可する設定を行います。

指定ドメイン名: @apply.e-tumo.jp(電子申込システム)
@city.toyonaka.osaka.jp(豊中市)

※具体的な設定方法についてはご契約の携帯電話会社またはご利用のメールサービスでご確認ください。

③対象者本人が、豊中市電子申込システムで、下記手順のとおり請求申請をします。

▶申請フォームはこちらから(受付期間以外は申請できません。)

https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12126



申請フォーム QR コード

手順 1 画面の説明に沿って必要事項を入力・必要書類をデータ添付のうえ、「確認へ進む」の後、「申込む」ボタンを押してください。

手順 2 指定したメールアドレスにメールが届けば、交付申込・請求は完了です。

※メールが届かない場合、必ず上記指定ドメイン名を受信する設定ができているか確認してください。

申込後の連絡はメールにて行います。ご自身で確認が必ずできるメールアドレスを入力してください。

エ.注意事項

1. 申込内容に不備があった場合、担当者からメールでご連絡しますので、必ず確認してください。期日までにご対応いただけない場合、審査に進むことができず、助成金を交付することができません。ご注意ください。
2. 申込時に使用するスマートフォン等の通信回線に係るトラブルについては、一切の責任を負いかねます。

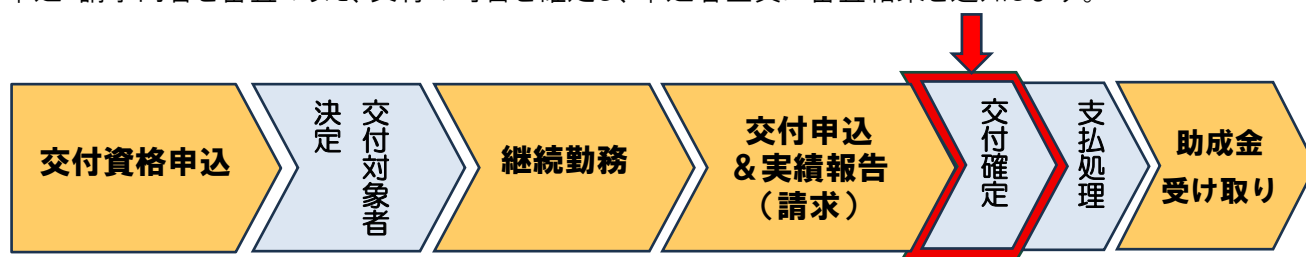
4. 交付申込・請求受付期間

令和8年(2026年)9月16日(水)9時～10月15日(木)17時まで

- ・期限を過ぎての申込は、いかなる理由があっても受理しません。必ず期限内に申し込んでください。
- ・勤務先に依頼する「勤務証明書」についても同様です。必ず申込者ご自身で、勤務先から豊中市あて証明書データを提出済みかどうか、受付期間内にご確認ください。

5. 審査結果通知

申込・請求内容を審査のうえ、交付の可否を確定し、申込者全員に審査結果を通知します。



6. 備考

- (1) 本制度は長期継続勤務を主目的としていることから、交付対象期間中に離任(対象外施設へ異動・退職)された方は交付対象外となりますのでご注意ください。
- (2) 交付確定から助成金のお受け取り(口座振込)まではおよそ1か月かかります。
- (3) 「勤務証明書」については、勤務先(雇用主または施設長)でのデータ作成となります。虚偽や錯誤により実態と異なる内容での証明が発覚した場合、交付対象者の資格を失います。
- (4) 下記の事項が発生した場合、速やかに状況変更届を電子申込システムにて提出してください。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ①氏名変更 | ⑤保育業務に従事しなくなった |
| ②住所変更 | ⑥施設長その他同種の職種に変更 |
| ③勤務場所変更 | ⑦退職 |
| ④勤務時間数変更(週30時間未満) | ⑧その他、交付要件に関する変更 |

◆電子申込システム 状況変更届へのアクセスは下記QRコードからお願いいたします。

※住所変更の場合は、住民票の写しをご準備していただき、「住民票の写し利用」から、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルアプリをダウンロードしたうえで、「公的認証サービス利用」からアクセスしてください。その他の申請の場合は、「住民票の写し利用」から書類の添付なしで申請が可能です。

住民票の写し利用



公的認証サービス利用



(5)本助成金は課税所得(雑所得)に該当します。交付後は税務署への確定申告または市町村への住民税の申告が必要となる場合があります。個人の所得状況によって異なりますので、詳しくはお近くの税務署またはお住まいの市町村の税担当課にお尋ねください。

【問い合わせ先】

豊中市こども未来部こども事業課内

保育士・保育所支援センター

電話:06-6858-2569 (平日 9:00~17:00)

FAX:06-6854-9533

メール:kodomo-saiyou@city.toyonaka.osaka.jp